

第 1 号 議案

令和 4 年度江戸川区一般会計予算

令和 4 年度江戸川区の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 284,940,958 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(繰越明許費)

第 3 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 4 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為ができる事項、期間及び限度額は、「第 4 表債務負担行為」による。

(特別区債)

第 5 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる特別区債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 5 表特別区債」による。

(一時借入金)

第 6 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 7 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

江 戸 川 区 長 斎 藤 猛

第1表 島入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

科 目		金額
款	項	
1 特 別 区 税		56,287,301
	1 特 別 区 民 税	50,934,924
	2 軽 自 動 車 税	441,288
	3 特 別 区 た ば こ 税	4,891,832
	4 入 湯 税	19,257
2 地 方 讓 与 税		1,021,000
	1 地 方 撥 発 油 让 与 税	250,000
	2 自 動 車 重 量 让 与 税	700,000
	3 森 林 環 境 让 与 税	71,000
3 利 子 割 交 付 金		130,000
	1 利 子 割 交 付 金	130,000
4 配 当 割 交 付 金		900,000
	1 配 当 割 交 付 金	900,000
5 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金		1,000,000
	1 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	1,000,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		14,000,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	14,000,000
7 環 境 性 能 割 交 付 金		200,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	200,000
8 地 方 特 例 交 付 金		700,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	700,000
9 特 別 区 交 付 金		96,300,000
	1 特 別 区 財 政 調 整 交 付 金	96,300,000
10 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		70,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	70,000
11 分 担 金 及 び 負 担 金		2,285,782
	1 負 担 金	2,285,782
12 使 用 料 及 び 手 数 料		3,871,856

(単位：千円)

科 目		金額
款	項	
	1 使 用 料	3, 070, 675
	2 手 数 料	801, 181
13 国 庫 支 出 金		67, 162, 090
	1 国 庫 負 担 金	56, 977, 457
	2 国 庫 補 助 金	10, 156, 972
	3 国 庫 委 託 金	27, 661
14 都 支 出 金		21, 423, 381
	1 都 負 担 金	12, 747, 114
	2 都 補 助 金	7, 032, 169
	3 都 委 託 金	1, 644, 098
15 財 産 収 入		413, 123
	1 財 産 運 用 収 入	381, 105
	2 財 産 売 払 収 入	32, 018
16 寄 付 金		42, 034
	1 寄 付 金	42, 034
17 繰 入 金		12, 643, 029
	1 特 別 会 計 繰 入 金	3
	2 基 金 繰 入 金	12, 643, 026
18 繰 越 金		2, 104, 624
	1 繰 越 金	2, 104, 624
19 諸 収 入		4, 294, 038
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	28, 068
	2 特 別 区 預 金 利 子	300
	3 貸 付 金 元 利 収 入	271, 109
	4 受 託 事 業 収 入	353, 837
	5 雜 収 入	3, 140, 724
	6 収 益 事 業 収 入	500, 000
20 特 別 区 債		92, 700

(単位：千円)

科 目		金額
款	項	
	1 特 別 区 債	92, 700
歳 入 合	計	284, 940, 958

歳 出

(単位 : 千円)

科 目		金額
款	項	
1 議 会 費		846,619
	1 議 会 費	846,619
2 経 営 企 画 費		11,603,178
	1 経 営 企 画 費	11,603,178
3 S D G s 推 進 費		1,014,230
	1 S D G s 推 進 費	1,014,230
4 新 庁 舎 ・ 施 設 整 備 費		3,373,302
	1 新 庁 舎 ・ 施 設 整 備 費	3,373,302
5 危 機 管 理 費		874,495
	1 防 災 危 機 管 理 費	874,495
6 総 務 費		8,440,032
	1 総 務 管 理 費	6,106,392
	2 徴 稅 費	1,946,227
	3 選 挙 費	313,330
	4 監 察 委 員 費	74,083
7 都 市 開 発 費		7,675,758
	1 都 市 計 画 費	6,548,870
	2 建 築 管 理 費	1,126,888
8 環 境 費		17,121,195
	1 環 境 整 備 費	6,122,781
	2 清 扫 事 業 費	10,998,414
9 文 化 共 育 費		8,365,011
	1 社 会 教 育 費	6,199,393
	2 保 健 体 育 費	2,165,618
10 生 活 振 興 費		8,564,007
	1 地 域 振 興 総 務 費	8,564,007
11 産 業 経 済 費		2,182,085
	1 商 工 ・ 農 業 水 産 費	2,182,085

(単位：千円)

科 目		金額
款	項	
12 福祉費		77, 570, 688
	1 社会福祉費	36, 226, 120
	2 生活保護費	41, 344, 568
13 子ども家庭費		63, 758, 279
	1 児童福祉費	58, 677, 906
	2 児童相談所費	5, 080, 373
14 健康費		29, 118, 739
	1 保健衛生費	29, 118, 739
15 土木費		9, 237, 664
	1 土木管理費	2, 066, 906
	2 都市計画費	825, 725
	3 道路橋梁費	6, 345, 033
16 教育費		34, 887, 883
	1 教育費	34, 887, 883
17 公債費		7, 793
	1 公債費	7, 793
18 予備費		300, 000
	1 予備費	300, 000
歳出合計		284, 940, 958

第 2 表

款	項	事業名
9 文化共育費	1 社会教育費	塩沢江戸川荘整備費 (渡り廊下設置)
15 土木費	3 道路橋梁費	新中川橋梁新設改良費 (春江橋架替)

継 続 費

総額	年 度	年 割 額
33,674	千円 4	千円 13,352
	5	10,220
	6	10,102
3,221,950	4	325,928
	5	404,210
	6	374,610
	7	372,322
	8	509,862
	9	808,412
	10	398,666
	11	27,940

款	項	事業名
15 土木費	3 道路橋梁費	道路等維持管理費 (平井一丁目外 雨水桿取付管補修)

総額	年 度	年 割	額
千円			千円
66,835	4		26,700
	5		26,700
	6		13,435

第 3 表

款	項
3 S D G s 推進費	1 S D G s 推進費
4 新序舎・施設整備費	1 新序舎・施設整備費
7 都市開発費	2 建築管理費
8 環境費	1 環境整備費

繰 越 明 許 費

事 業 名	金 額
刊 行 物 関 係 費 (くらしの便利帳製作)	千円 34,708
角野栄子児童文学館建設費 (初度調査用備品購入)	29,629
角野栄子児童文学館開設準備費 (保安警備委託)	575
営繕関係事務費 (営繕業務統合管理システム改修)	19,524
公園等整備費 (高田公園防球ネット改修)	80,831
公園等整備費 (こすずめ公園防球ネット改修)	44,880

款	項
8 環 境 費	1 環 境 整 備 費
9 文 化 共 育 費	1 社 會 教 育 費
10 生 活 振 興 費	1 地 域 振 興 總 務 費
11 產 業 經 濟 費	1 商 工 · 農 業 水 產 費

事業名	金額
公園等整備費 (総合レクリエーション公園改修)	千円 394,884
総合区民ホール整備費	179,850
区民館・コミュニティ会館等整備費 (清新町コミュニティ会館 舞台照明設備改修)	54,607
区民館・コミュニティ会館等維持補修費 (東部フレンドホール 緞帳及び舞台諸幕交換)	17,930
区民館・コミュニティ会館等整備費 (東部フレンドホール空調設備等改修)	742,989
都市型産業育成等事業費 (大規模展示会共同出展事業)	10,291

款	項
12 福祉費	1 社会福祉費
13 子ども家庭費	1 児童福祉費

事 業 名	金 額
特別養護老人ホーム建設補助費	千円 77,900
希望の家整備費	35,882
みんなの家整備費	23,966
私立保育園施設整備助成費	671,603
認定こども園施設整備助成費	142,593
ベビーシッター利用支援事業費 (ベビーシッター利用支援事業負担金)	3,969

款	項
13 子ども家庭費	1 児童福祉費
15 土木費	3 道路橋梁費

事業名	金額
(仮称) 新南松島保育園・ そよ風松島荘複合施設改築費	千円 84,456
都市計画道路整備費 (補助第285号線(南小岩) 建物調査及び用地交渉)	12,230
都市計画道路整備費 (補助第264号線(北小岩)交番解体)	2,220
都市計画道路整備費 (補助第264号線(北小岩)街路整備)	86,030
都市計画道路整備費 (補助第288号線(南篠崎)街路整備)	139,889
都市計画道路整備費 (補助第288・290号線 (一之江)街路整備)	91,776

款	項
15 土木費	3 道路橋梁費

事業名	金額
都市計画道路整備費 (補助第289号線(春江)街路整備)	千円 209,460
都市計画道路整備費 (補助第289号線(江戸川)街路整備)	107,026
道路等整備費 (上篠崎一・二丁目外歩道改良等)	302,052
道路掘さく復旧費 (谷河内二丁目外道路舗装)	127,875
水門等整備費 (新左近川水門耐震改修)	249,920
水門等整備費 (第二西小松吐出ゲート耐震改修)	179,175

款	項
16 教育費	1 教育費

事業名	金額
上小岩小学校施設改築費 (上小岩小学校既存校舎解体)	千円 182,500
一之江小学校施設改築費 (一之江小学校改築設計)	203,229
葛西第二中学校施設改築費 (葛西第二中学校改築設計)	215,987

第 4 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
角野栄子児童文学館シャトルバス運行業務委託	令和 4 年度から 令和 9 年度まで	千円 3 1 6 , 9 8 5
角野栄子児童文学館の管理運営	令和 4 年度から 令和 9 年度まで	江戸川区が毎年指定管理者と協議して定め、予算計上する額
総合レクリエーション公園リニューアル計画策定委託	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	6 5 , 0 0 0
篠崎公益複合施設、篠崎図書館（篠崎文化プラザ）及び篠崎子ども図書館の管理運営	令和 4 年度から 令和 9 年度まで	江戸川区が毎年指定管理者と協議して定め、予算計上する額
中央図書館及び鹿骨コミュニティ図書館の管理運営	令和 4 年度から 令和 9 年度まで	江戸川区が毎年指定管理者と協議して定め、予算計上する額
小岩図書館、松江図書館、小松川図書館及び東部図書館の管理運営	令和 4 年度から 令和 9 年度まで	江戸川区が毎年指定管理者と協議して定め、予算計上する額
葛西図書館、西葛西図書館、東葛西図書館及び清新町コミュニティ図書館の管理運営	令和 4 年度から 令和 9 年度まで	江戸川区が毎年指定管理者と協議して定め、予算計上する額
新川さくら館の管理運営	令和 4 年度から 令和 9 年度まで	江戸川区が毎年指定管理者と協議して定め、予算計上する額

事 項	期 間	限 度 額
希望の家の管理運営	令和 4 年度から 令和 9 年度まで	千円 江戸川区が毎年指定管理者と協議して定め、予算計上する額
平井東小学校仮設校舎賃借	令和 4 年度から 令和 9 年度まで	4 5 4 , 0 8 0

第 5 表 特 別 区 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法
学校用地取得事業	千円 92,700	<p>証券発行又は普通貸借の方法により政府その他より起債する。</p> <p>証券発行の場合における発行価格は、額面100円につき98円以上とし発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算し、その金額を限度額とすることもある。</p>
		<p>利 率</p> <p>年3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）</p>
合 計	92,700	<p>償還の方法</p> <p>起債のときから据置期間を含め、30年以内に元利均等額、元金均等額、満期一括額のいずれかの方法により償還する。</p> <p>ただし、融資条件又は財政の都合その他によっては繰上償還をすることができる。</p> <p>そ の 他</p> <p>金融事情その他の都合により、起債額の全部又はその一部を翌年度に繰越起債することもある。</p>